

令和5年6月（定例会）

第132回

# 気仙沼市議会議案書

令和5年6月9日提出

# 目 次

(令和5年6月9日提出)

議案 番号	件 名	頁	説明 資料 頁	備 考
1	財産の取得について	4	4	
2	気仙沼市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	6	—	
3	気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	9	—	
4	気仙沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	13	7	
5	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	16	—	
6	気仙沼市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	35	—	
7	気仙沼市薬学生、看護学生等奨学金貸付条例の一部を改正する条例制定について	38	9	
8	令和5年度気仙沼市一般会計補正予算	別冊	別冊	
9	令和5年度気仙沼市病院事業会計補正予算	別冊	別冊	

# 目 次

(令和5年6月9日提出)

報告 番号	件 名	頁	説明 資料 頁	備 考
1	令和4年度気仙沼市一般会計繰越明許費繰越計算書	44	—	
2	令和4年度気仙沼市一般会計事故繰越し繰越計算書	48	—	
3	令和4年度気仙沼市水道事業会計予算繰越計算書	50	—	
4	令和4年度気仙沼市簡易水道事業会計予算繰越計算書	52	—	
5	令和4年度気仙沼市ガス事業会計予算繰越計算書	54	—	
6	令和4年度気仙沼市下水道事業会計予算繰越計算書	56	—	

議案第1号

財産の取得について

別紙のとおり財産を取得する。

令和5年6月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律及び条例の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

(別 紙)

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名       | 小型動力ポンプ付軽積載車   |
| 2 | 数 量         | 4 台  |
| 3 | 納 入 場 所     | 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部内<br>(気仙沼市総務部危機管理課消防団係)                |
| 4 | 納 入 期 限     | 令和 6 年 3 月 1 5 日   |
| 5 | 契 約 金 額     | 2 8 , 2 9 2 , 0 0 0 円                                      |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 宮城県大崎市古川中里一丁目 1 0 番 2 9 号<br>株式会社古川ポンプ製作所<br>代表取締役 氏 家 英 喜 |
| 7 | 仮 契 約 年 月 日 | 令和 5 年 5 月 3 0 日   |

議案第2号

気仙沼市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和5年6月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

## 気仙沼市条例第 号

### 気仙沼市印鑑条例の一部を改正する条例

気仙沼市印鑑条例（平成18年気仙沼市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第19条中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）」を加え、「その他」を「その他の」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

議案第2号資料

気仙沼市印鑑条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書を提出し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。以下同じ。）を用いて、市長の指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号（次条において「暗証番号」という。）を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第18条 同左</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書を提出し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書_____が記録されているものをいう。以下同じ。）を用いて、市長の指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号（次条において「暗証番号」という。）を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。</p> <p>3 略</p>
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第19条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を用いて、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末であって、当該端末を操作することにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）に暗証番号<u>その他の必要な事項</u>を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第19条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード_____を用いて、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末であって、当該端末を操作することにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）に暗証番号<u>その他</u> 必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。</p>



議案第3号

気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和5年6月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(気仙沼市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 気仙沼市職員の給与に関する条例(平成18年気仙沼市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(気仙沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 気仙沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年気仙沼市条例第183号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第16条の2中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日から施行する。

議案第3号資料

気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第1条関係：気仙沼市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>（災害派遣手当等）</p> <p>第21条の2 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下この条において同じ。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在する場合に支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（災害派遣手当等）</p> <p>第21条の2 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下この条において同じ。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在する場合に支給する。</p> <p>2・3 略</p>

(第2条関係：気仙沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、特定任期付職員業績手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第16条の2 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において読み替えて準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在する場合に支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 同左</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、特定任期付職員業績手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第16条の2 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在する場合に支給する。</p>

議案第 4 号

気仙沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

気仙沼市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年気仙沼市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の附則第5項及び第6項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等作業手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。



議案第 5 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する  
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定につい  
て

別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。



気仙沼市条例第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(気仙沼市保育所条例の一部改正)

第1条 気仙沼市保育所条例(平成18年気仙沼市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(気仙沼市障害児通所支援施設条例の一部改正)

第2条 気仙沼市障害児通所支援施設条例(平成18年気仙沼市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(気仙沼市障害者通所施設条例の一部改正)

第3条 気仙沼市障害者通所施設条例(平成18年気仙沼市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第29条第3項第2号」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(気仙沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 気仙沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年気仙沼市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改

める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「となる法第19条第1項第1号」を「となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に

改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(気仙沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 気仙沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年気仙沼市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(気仙沼市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第6条 気仙沼市子ども・子育て会議条例（平成25年気仙沼市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号資料

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係  
 条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

（第1条関係：気仙沼市保育所条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>（保育の停止等）</p> <p>第6条 市長は、入所した児童が次の各号のいずれかに該当するときは、保育を停止し、又は保育の利用を解除することができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 認可保育所については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第2号</u>又は第3号に規定する小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>（3） 略</p>	<p>（保育の停止等）</p> <p>第6条 同左</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 認可保育所については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1項第2号</u>又は第3号に規定する小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>（3） 略</p>

(第2条関係：気仙沼市障害児通所支援施設条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(費用)</p> <p>第9条 前条の許可を受けて通所する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、法第21条の5の3第2項第1号に基づく<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（以下「費用」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(費用)</p> <p>第9条 前条の許可を受けて通所する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、法第21条の5の3第2項第1号に基づく<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（以下「費用」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>

(第3条関係：気仙沼市障害者通所施設条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(費用)</p> <p>第9条 前条の許可を受けて通所施設に通所する者又はその保護者(以下「通所者等」という。)は、<u>法第29条第3項第1号の規定による主務大臣</u>が定める基準により算定した額(以下「費用」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(費用)</p> <p>第9条 前条の許可を受けて通所施設に通所する者又はその保護者(以下「通所者等」という。)は、<u>法第29条第3項第2号の規定による厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した額(以下「費用」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>

(第4条関係：気仙沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）における利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選により決定する方法、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考方法その他公正な方法による選考を行わなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 同左</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 同左</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選により決定する方法、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考方法その他公正な方法による選考を行わなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子</p>

改 正 案	現 案 行
<p>どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考を行うものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負</p>	<p>どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考を行うものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 同左</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 同左</p>



改 正 案	現 案 行
<p>担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当する者を除く。）</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 同左</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 同左</p> <p>ア 同左</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 同左</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年</p>

改 正 案	現 行
<p>長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利</p>	<p>長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 同左</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 同左</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利</p>

改 正 案	現 案 行
<p>用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子</p>	<p>用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子</p>

改 正 案	現 案 行
<p>もに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>」に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>」に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（<u>法第29条第1項</u>の規定による確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（気仙沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年気仙沼市条例第68号。次項及び第42条第2項において「市家庭的保育事業等基準条例」という。）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において</p>	<p>もに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>」に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>」に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「<u>の同項第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 同左</p>

改 正 案	現 行
<p>同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、市家庭的保育事業等基準条例第42条の規定に基づき、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考を行うもの</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、市家庭的保育事業等基準条例第42条の規定に基づき、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 同左</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考を行うもの</p>

改 正 案	現 案 行
<p>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定により保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準（次条第1項において「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子</p>	<p>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定により保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準（次条第1項において「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子</p>

改正案	現行
<p>ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同条第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「<u>同条第3号</u>」と、「<u>同条第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小</p>	<p>ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「<u>同条第3号</u>」と、「<u>同条第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小</p>

改 正 案	現 案 行
<p>学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>



(第5条関係：気仙沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

(第6条関係：気仙沼市子ども・子育て会議条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、同項の合議制の機関として、気仙沼市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、同項の合議制の機関として、気仙沼市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p>

議案第6号

気仙沼市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和5年6月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市営住宅条例の一部を改正する条例

気仙沼市営住宅条例（平成18年気仙沼市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表市営西八幡住宅の項，市営浦田住宅の項，市営中井住宅の項，市営宿住宅の項，市営館住宅の項及び市営館岡住宅の項を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

気仙沼市営住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																								
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）																																																																								
1 公営住宅	1 公営住宅																																																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市営田中住宅</td> <td>気仙沼市田中117番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る。)</td> </tr> <tr> <td>市営赤岩住宅</td> <td>気仙沼市赤岩泥ノ木30番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る。)</td> </tr> <tr> <td>市営後沢住宅</td> <td>気仙沼市松崎五駄鱈163番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市営南町二丁目住宅</td> <td>気仙沼市南町二丁目4番19号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る。)</td> </tr> <tr> <td>市営唐桑大沢住宅</td> <td>気仙沼市唐桑町台の下15番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市営馬籠住宅</td> <td>気仙沼市本吉町小金山9番地11</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る。)</td> </tr> <tr> <td>市営台住宅</td> <td>気仙沼市本吉町登米沢46番地8</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		市営田中住宅	気仙沼市田中117番地2	(削る。)		市営赤岩住宅	気仙沼市赤岩泥ノ木30番地	(削る。)		市営後沢住宅	気仙沼市松崎五駄鱈163番地	略		市営南町二丁目住宅	気仙沼市南町二丁目4番19号	(削る。)		(削る。)		(削る。)		市営唐桑大沢住宅	気仙沼市唐桑町台の下15番地	略		市営馬籠住宅	気仙沼市本吉町小金山9番地11	(削る。)		市営台住宅	気仙沼市本吉町登米沢46番地8	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市営田中住宅</td> <td>気仙沼市田中117番地2</td> </tr> <tr> <td>市営西八幡住宅</td> <td>気仙沼市西八幡前129番地</td> </tr> <tr> <td>市営赤岩住宅</td> <td>気仙沼市赤岩泥ノ木30番地</td> </tr> <tr> <td>市営浦田住宅</td> <td>気仙沼市松崎五駄鱈101番地3</td> </tr> <tr> <td>市営後沢住宅</td> <td>気仙沼市松崎五駄鱈163番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市営南町二丁目住宅</td> <td>気仙沼市南町二丁目4番19号</td> </tr> <tr> <td>市営中井住宅</td> <td>気仙沼市唐桑町中井467番地2</td> </tr> <tr> <td>市営宿住宅</td> <td>気仙沼市唐桑町宿浦406番地</td> </tr> <tr> <td>市営館住宅</td> <td>気仙沼市唐桑町載鈎128番地1</td> </tr> <tr> <td>市営唐桑大沢住宅</td> <td>気仙沼市唐桑町台の下15番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市営馬籠住宅</td> <td>気仙沼市本吉町小金山9番地11</td> </tr> <tr> <td>市営館岡住宅</td> <td>気仙沼市本吉町津谷館岡63番地1</td> </tr> <tr> <td>市営台住宅</td> <td>気仙沼市本吉町登米沢46番地8</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		市営田中住宅	気仙沼市田中117番地2	市営西八幡住宅	気仙沼市西八幡前129番地	市営赤岩住宅	気仙沼市赤岩泥ノ木30番地	市営浦田住宅	気仙沼市松崎五駄鱈101番地3	市営後沢住宅	気仙沼市松崎五駄鱈163番地	略		市営南町二丁目住宅	気仙沼市南町二丁目4番19号	市営中井住宅	気仙沼市唐桑町中井467番地2	市営宿住宅	気仙沼市唐桑町宿浦406番地	市営館住宅	気仙沼市唐桑町載鈎128番地1	市営唐桑大沢住宅	気仙沼市唐桑町台の下15番地	略		市営馬籠住宅	気仙沼市本吉町小金山9番地11	市営館岡住宅	気仙沼市本吉町津谷館岡63番地1	市営台住宅	気仙沼市本吉町登米沢46番地8	略	
名称	位置																																																																								
略																																																																									
市営田中住宅	気仙沼市田中117番地2																																																																								
(削る。)																																																																									
市営赤岩住宅	気仙沼市赤岩泥ノ木30番地																																																																								
(削る。)																																																																									
市営後沢住宅	気仙沼市松崎五駄鱈163番地																																																																								
略																																																																									
市営南町二丁目住宅	気仙沼市南町二丁目4番19号																																																																								
(削る。)																																																																									
(削る。)																																																																									
(削る。)																																																																									
市営唐桑大沢住宅	気仙沼市唐桑町台の下15番地																																																																								
略																																																																									
市営馬籠住宅	気仙沼市本吉町小金山9番地11																																																																								
(削る。)																																																																									
市営台住宅	気仙沼市本吉町登米沢46番地8																																																																								
略																																																																									
名称	位置																																																																								
略																																																																									
市営田中住宅	気仙沼市田中117番地2																																																																								
市営西八幡住宅	気仙沼市西八幡前129番地																																																																								
市営赤岩住宅	気仙沼市赤岩泥ノ木30番地																																																																								
市営浦田住宅	気仙沼市松崎五駄鱈101番地3																																																																								
市営後沢住宅	気仙沼市松崎五駄鱈163番地																																																																								
略																																																																									
市営南町二丁目住宅	気仙沼市南町二丁目4番19号																																																																								
市営中井住宅	気仙沼市唐桑町中井467番地2																																																																								
市営宿住宅	気仙沼市唐桑町宿浦406番地																																																																								
市営館住宅	気仙沼市唐桑町載鈎128番地1																																																																								
市営唐桑大沢住宅	気仙沼市唐桑町台の下15番地																																																																								
略																																																																									
市営馬籠住宅	気仙沼市本吉町小金山9番地11																																																																								
市営館岡住宅	気仙沼市本吉町津谷館岡63番地1																																																																								
市営台住宅	気仙沼市本吉町登米沢46番地8																																																																								
略																																																																									
2 簡易住宅	2 簡易住宅																																																																								
略	略																																																																								

議案第7号

気仙沼市薬学生，看護学生等奨学金貸付条例の一部を改正  
する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和5年6月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市薬学生，看護学生等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

気仙沼市薬学生，看護学生等奨学金貸付条例（令和2年気仙沼市条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則中「又は看護職員」を「，看護職員又はリハビリテーション技師」に改める。

第2条第2号に次のように加える。

オ 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号又は第2号に規定する学校又は理学療法士養成施設  
カ 理学療法士及び作業療法士法第12条第1号又は第2号に規定する学校又は作業療法士養成施設

キ 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで及び第5号に規定する学校又は言語聴覚士養成所  
第2条中第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

（2）リハビリテーション技師 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士をいう。

第3条第1号中「前条第2号ア」を「前条第3号ア」に改め，同条第2号中「前条第2号イ又はウ」を「前条第3号イ又はウ」に改め，同条第3号中「前条第2号エ」を「前条第3号エ」に改め，同条に次の3号を加える。

（4）理学療法士の業務に従事しようとする者 前条第3号オに規定する養成施設

（5）作業療法士の業務に従事しようとする者 前条第3号カに規定する養成施設

（6）言語聴覚士の業務に従事しようとする者 前条第3号キに規定する養成施設

第4条第1項を次のように改める。

奨学金の貸付金額は，次の表の左欄に掲げる従事しようとする業務の区分に応じ，右欄に掲げる金額とする。

区分	貸付金額
----	------

薬剤師	月額 75,000 円
助産師 看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	月額 50,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第7号資料

気仙沼市薬学生、看護学生等奨学金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、気仙沼市立病院又は気仙沼市立本吉病院（以下「市立病院等」という。）の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師として業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内において奨学金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって市立病院等における薬剤師及び看護職員の充足に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 看護職員 助産師又は看護師をいう。</p> <p>(2) <u>リハビリテーション技師 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。</u></p> <p>(3) 養成施設 薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の免許の取得に必要な課程を修めるために修学する次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号又は第2号に規定する学校又は理学療法士養成施設</u></p> <p>カ <u>理学療法士及び作業療法士法第12条第1号又は第2号に規定する学校又は作業療法士養成施設</u></p> <p>キ <u>言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで及び第5号に規定する学校又は言語聴覚士養成所</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、気仙沼市立病院又は気仙沼市立本吉病院（以下「市立病院等」という。）の薬剤師又は看護職員として業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内において奨学金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって市立病院等における薬剤師及び看護職員の充足に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 養成施設 薬剤師又は看護職員として業務に従事しようとする者のための修学する次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(貸付対象者)</p> <p>第3条 市長は、養成施設に入学を許可された者又は在学する者であって、将来市立病院等の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事しようとするものに対し、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める養成施設の修学費用として、奨学金を貸し付けることができる。</p> <p>(1) 薬剤師の業務に従事しようとする者 <u>前条第3号ア</u>に規定する養成施設</p>	<p>(貸付対象者)</p> <p>第3条 市長は、養成施設に入学を許可された者又は在学する者であって、将来市立病院等の薬剤師又は看護職員として業務に従事しようとするものに対し、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める養成施設の修学費用として、奨学金を貸し付けることができる。</p> <p>(1) 薬剤師の業務に従事しようとする者 <u>前条第2号ア</u>に規定する養成施設</p>

改 正 案	現 行						
<p>(2) 助産師の業務に従事しようとする者 <u>前条第3号イ又はウ</u>に規定する養成施設</p> <p>(3) 看護師の業務に従事しようとする者 <u>前条第3号エ</u>に規定する養成施設</p> <p>(4) <u>理学療法士の業務に従事しようとする者</u> <u>前条第3号オ</u>に規定する養成施設</p> <p>(5) <u>作業療法士の業務に従事しようとする者</u> <u>前条第3号カ</u>に規定する養成施設</p> <p>(6) <u>言語聴覚士の業務に従事しようとする者</u> <u>前条第3号キ</u>に規定する養成施設</p> <p>(貸付金額)</p> <p>第4条 <u>奨学金の貸付金額は、次の表の左欄に掲げる従事しようとする業務の区分に応じ、右欄に掲げる金額とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">貸付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">薬剤師</td> <td style="text-align: center;">月額75,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">助産師 看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士</td> <td style="text-align: center;">月額50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(償還の猶予)</p> <p>第11条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間、貸付けを受けた奨学金の償還及び延滞利息の支払（次条において「奨学金の償還等」という。）の全部又は一部を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成施設を修業又は卒業後、市立病院等の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事しているとき。</p> <p>(3) 養成施設を修業又は卒業後、市立病院等の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事するため、受験準備をしているとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第12条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が養成施設を修業又は卒業後3年以内に市立病院等の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還等の全部を免除するものとする。</p>	区 分	貸付金額	薬剤師	月額75,000円	助産師 看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	月額50,000円	<p>(2) 助産師の業務に従事しようとする者 <u>前条第2号イ又はウ</u>に規定する養成施設</p> <p>(3) 看護師の業務に従事しようとする者 <u>前条第2号エ</u>に規定する養成施設</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(貸付金額)</p> <p>第4条 <u>奨学金の貸付金額は、次の各号に掲げる職種</u>の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、予算の範囲内とする。</p> <p>(1) <u>薬剤師</u> 月額75,000円</p> <p>(2) <u>助産師</u> 月額50,000円</p> <p>(3) <u>看護師</u> 月額50,000円</p> <p>2 略</p> <p>(償還の猶予)</p> <p>第11条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成施設を修業又は卒業後、市立病院等の薬剤師又は看護職員_____の業務に従事しているとき。</p> <p>(3) 養成施設を修業又は卒業後、市立病院等の薬剤師又は看護職員_____の業務に従事するため、受験準備をしているとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第12条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が養成施設を修業又は卒業後3年以内に市立病院等の薬剤師又は看護職員_____の業務に従事し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還等の全部を免除するものとする。</p>
区 分	貸付金額						
薬剤師	月額75,000円						
助産師 看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	月額50,000円						

改 正 案	現 行
<p>(1) 市立病院等の薬剤師、<u>看護職員又はリハビリテーション技師</u>の業務に従事した期間が6年に達したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(1) 市立病院等の薬剤師又は看護職員 _____ の業務に従事した期間が6年に達したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

番号	款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 度 額
1	2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設事業	72,710,000	72,710,000
2	4 衛生費	1 保健衛生費	健康管理システム改修業務	2,088,000	2,000,000
3	4 衛生費	1 保健衛生費	太陽光システム精密点検業務	559,000	559,000
4	6 農林水産業費	1 農業費	肥料価格高騰対策事業	3,665,000	3,665,000
5	6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	2,000,000	2,000,000
6	6 農林水産業費	3 水産業費	海岸保全施設整備事業	21,000,000	13,266,000
7	7 商工費	1 商工費	企業立地適地調査業務	3,000,000	3,000,000
8	7 商工費	2 観光費	唐桑半島ビジターセンター改修事業	228,993,000	228,931,000
9	7 商工費	2 観光費	亀山園地整備事業	380,154,000	378,521,000
10	8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持修繕事業	122,660,000	105,625,000
11	8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	295,488,000	183,162,000
12	8 土木費	2 道路橋梁費	側溝・水路整備事業	31,780,000	24,259,000

繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

既 取 入 特 定 財 源	の 財 源 内			一 般 財 源
	未 取 入 国(県)支出金	特 定 財 源 市 債	財 源 そ の 他	
72,710,000				
	2,000,000			
				559,000
	900,000			2,765,000
	2,000,000			
				13,266,000
				3,000,000
	228,931,000			
	186,577,000	186,500,000		5,444,000
		39,100,000		66,525,000
	61,196,000	63,800,000		58,166,000
		23,200,000		1,059,000

番号	款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 度 額
13	8 土木費	3 河川費	河川改修事業	17,000,000	17,000,000
14	8 土木費	3 河川費	緊急浚渫推進事業	34,200,000	34,200,000
15	8 土木費	4 都市計画費	街路整備事業	27,146,000	20,270,000
16	9 消防費	1 消防費	消火栓設置事業	8,661,000	4,624,000
17	9 消防費	1 消防費	津波浸水高表示標識等整備業務	10,472,000	10,472,000
18	10 教育費	5 社会教育費	セルフ貸出機導入事業	3,454,000	3,454,000
19	11 災害復旧費	1 農林施設災害復旧費	農林施設災害復旧事業（現年災）	52,829,000	42,517,000
20	11 災害復旧費	1 農林施設災害復旧費	農林施設災害復旧事業（過年災）	31,789,000	31,789,000
21	11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	市道等災害復旧事業（現年災）	65,331,000	23,166,000
合 計				1,414,979,000	1,205,190,000

令和5年6月9日提出

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国(県) 支出金	市 債	そ の 他	
		17,000,000		
		34,200,000		
15,606,000				4,664,000
				4,624,000
10,472,000				
	3,454,000			
	14,454,000	9,900,000		18,163,000
	2,928,000			28,861,000
		10,700,000		12,466,000
98,788,000	502,440,000	384,400,000		219,562,000

気仙沼市長 菅 原 茂

報告第2号

令和4年度気仙沼市一般会計

番号	款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額 予定額
					支出済額	支出未済額	
1	3 民生費	1 社会福祉費	介護施設等整備事業 補助金交付事業	41,151,000		41,151,000	
2	6 農林水産業費	3 水産業費	海岸保全施設整備事業	1,210,000		1,210,000	
3	7 商工費	2 観光費	亀山園地整備事業	7,282,000		7,282,000	
4	8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	1,026,549,094	498,423,614	528,125,480	
5	11 災害復旧費	1 農林施設災害復旧費	農林施設災害復旧事業 (過年災)	32,741,000		32,741,000	
合 計				1,108,933,094	498,423,614	610,509,480	

令和5年6月9日提出



事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				説 明	
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
		国 ( 県 ) 支 出 金	市 債	そ の 他		
41,151,000		41,151,000			県との調整に不測の日数を要したため。	
1,210,000				1,210,000	地元との調整に不測の日数を要したため。	
7,282,000		3,641,000	3,600,000	41,000	国との調整及び事業計画の確定に不測の日数を要したため。	
528,125,480		269,854,000	257,800,000	471,480	河川管理者等との調整に不測の日数を要したため。	
32,741,000		32,446,000		295,000	河川管理者との河川協議に不測の日数を要したため。	
610,509,480		347,092,000	261,400,000	2,017,480		

気仙沼市長 菅 原 茂

## 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1 資本的支出	1 建設改良費	新月浄水場浄水汚泥処理施設築造設計業務	24,343,000		24,343,000
2	1 資本的支出	1 建設改良費	唐桑町明戸増圧ポンプ設置工事	12,040,000		12,040,000
3	1 資本的支出	1 建設改良費	赤岩牧沢地内配水管布設替工事	24,695,000	9,970,000	14,725,000
4	1 資本的支出	1 建設改良費	笹が陣・南町地内ガス導管・配水管敷設替工事	8,954,000	2,810,000	6,144,000
5	1 資本的支出	1 建設改良費	三日町一丁目地内ガス導管・配水管敷設替工事	9,418,000	3,990,000	5,428,000
6	1 資本的支出	1 建設改良費	本吉遠隔監視システム・サーバ更新業務	10,780,000		10,780,000
7	1 資本的支出	1 建設改良費	車両購入	1,925,000		1,925,000
合 計				92,155,000	16,770,000	75,385,000

## 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

番号	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1 水道事業費用	1 営業費用	浪板配水池・ポンプ所解体撤去工事	14,791,000	5,320,000	9,471,000
合 計				14,791,000	5,320,000	9,471,000

令和5年6月9日提出

予算繰越計算書

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金			
	24,000,000		343,000			積雪や寒波等により土質調査に日数を要したため。
		1,000,000	11,040,000			増圧ポンプの整備部品の調達に日数を要したため。
	12,500,000	1,369,000	856,000			転石により工事施工に日数を要したため。
		1,000,000	5,144,000			交通管理者との協議に日数を要したため。
	4,100,000	1,255,000	73,000			交通管理者との協議に日数を要したため。
			10,780,000			部品（半導体）の調達に日数を要したため。
			1,925,000			車両部品（半導体）の調達に日数を要したため。
	40,600,000	4,624,000	30,161,000			

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金			
			9,471,000			地権者との協議に日数を要したため。
			9,471,000			

気仙沼市長 菅 原 茂

令和 4 年度気仙沼市簡易水道事業会計

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1 資本的支出	1 建設改良費	角地地内配水管布設替工事	36,524,000		36,524,000
合 計				36,524,000		36,524,000

令和 5 年 6 月 9 日提出

予算繰越計算書

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金			
	36,500,000		24,000			水管橋部材の調達に日数を要したため。
	36,500,000		24,000			

気仙沼市長 菅 原 茂

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1 資本的支出	1 建設改良費	笹が陣・南町地内ガス導管・配水管敷設替工事	30,536,000	9,940,000	20,596,000
2	1 資本的支出	1 建設改良費	三日町一丁目地内ガス導管・配水管敷設替工事	6,000,000	1,800,000	4,200,000
合 計				36,536,000	11,740,000	24,796,000

令和5年6月9日提出

予算繰越計算書

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金			
	20,500,000		96,000			交通管理者との協議に日数を要したため。
			4,200,000			交通管理者との協議に日数を要したため。
	20,500,000		4,296,000			

気仙沼市長 菅 原 茂

令和4年度気仙沼市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道施設整備事業 (令和4年度)	396,676,000	137,000,000	259,676,000
合 計				396,676,000	137,000,000	259,676,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

番号	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道施設整備事業 (令和3年度)	260,080,000	36,798,900	209,729,300
合 計				260,080,000	36,798,900	209,729,300

令和5年6月9日提出



予算繰越計算書

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	そ の 他	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
121,000,000	138,600,000		76,000			岩盤層が出土し対応に不測の日数を要したため。
121,000,000	138,600,000		76,000			

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	そ の 他	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
101,814,003	107,900,000		15,297	13,551,800		作業員の確保に不測の日数を要したため。
101,814,003	107,900,000		15,297	13,551,800		

気仙沼市長 菅 原 茂